

奈良県公報

目次

ページ

○受胎調節実地指導員の指定	一	○基本測量の実施の通知	四
○右同	一	○基本測量の終了の通知	四
○右同	一	○公共測量の終了の通知	四
○結核指定医療機関の指定	二	○右同	五
○結核指定医療機関の指定辞退	二	○右同	五
○土地改良区の役員の就任届	二	○右同	五
○右同	二	○開発行為に関する工事の完了	五
○土地改良区の役員の就退任届	二	○特定調達契約に係る落札者等の公示	六
○右同	二		
○土地改良区の定款の変更認可	三	〈公安委員会告示〉	
○右同	三	○技能検定員審査及び教習指導員審査の実施	六
○土地改良事業の工事完了届	四	〈内水面漁場管理委員会告示〉	
○大規模小売店舗の変更の届出に關	四	○公聴会の開催	七

告示

奈良県告示第四十五号

母体保護法（昭和二十三年法律第百五十六号）第十五条第一項の規定により、次の者を受胎調節実地指導員に指定した。

平成十六年四月二十日

奈良県知事 柿本善也

指定証番号	住 所	氏 名
四九五	奈良市西九条町二三八の二	山田 恵子

奈良県告示第四十六号

母体保護法（昭和二十三年法律第百五十六号）第十五条第一項の規定により、次の者を受胎調節実地指導員に指定した。

平成十六年四月二十日

奈良県知事 柿本善也

指定証番号	住 所	氏 名
四九六	北葛城郡広陵町馬見南四丁目一番三二二号	辻野 より子

奈良県告示第四十七号

母体保護法（昭和二十三年法律第百五十六号）第十五条第一項の規定により、次の者を受胎調節実地指導員に指定した。

平成十六年四月二十日

奈良県知事 柿本善也

指定証番号	住 所	氏 名
四九七	北葛城郡広陵町大字南一四六番地三	阪本 さやか

奈良県告示第四十八号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、結核指定医療機関として次のとおり指定した。

平成十六年四月二十日

奈良県知事 柿本善也

名称	所在地	指定年月日
医療法人孝元会高岡医院	橿原市石川町五〇三	平成十六年四月一日
医療法人友絃会西大和リハビリテーション病院	北葛城郡上牧町上牧三三三八一六	平成十六年四月一日

奈良県告示第四十九号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次の結核指定医療機関は、その指定を辞退した。

平成十六年四月二十日

奈良県知事 柿本善也

名称	所在地	辞退年月日
高岡医院	橿原市石川町五〇三	平成十六年三月三十一日
弘仁会南和病院	吉野郡大淀町大字福神一―一八一	平成十六年三月三十一日

奈良県告示第五十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、白川溜池土地改良区連合の役員が次のとおり就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成十六年四月二十日

奈良県知事 柿本善也

- 一 就任役員の役名、氏名及び住所
理事 池田 成男 大和郡山市横田町九二五―二
- 監事 梅林 幸夫 〃 八二六

奈良県告示第五十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、外川土地改良区の役員が次のとおり就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成十六年四月二十日

奈良県知事 柿本善也

- 一 就任役員の役名、氏名及び住所
理事 堀田 成美 大和郡山市外川町二八〇
- 〃 西本 順 〃 一六九

奈良県告示第五十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、小泉市場土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成十六年四月二十日

奈良県知事 柿本善也

- 一 退任役員の役名、氏名及び住所
理事 家郷 勇 大和郡山市小泉町三三八
- 〃 村田 順弘 〃 三七三
- 〃 乾 年志男 〃 三二四
- 〃 阪口 昇 〃 三一四

〃 川畑 岩男 三〇七

〃 森 晴彦 三三二

〃 南口 吉弘 三七一一三

〃 欽先 昭二 五〇七一一二

〃 嘉幡 嘉弘 三三七一一二

〃 飯田 貞雄 三三三一一二

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事 稲村 實 大和郡山市小泉町三一九

〃 嘉幡 嘉弘 三三七一一二

〃 阪口 昇 三一四

〃 稲田 博己 三三三一一

〃 森 晴彦 三三三一一

〃 西畑 国良 三〇六

〃 南口 吉弘 三七一一三

〃 欽先 昭二 五〇七一一二

〃 飯田 貞雄 三三三一一二

〃 富田 守彦 三三三〇

奈良県告示第五十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、大輪田土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成十六年四月二十日

奈良県知事 柿本善也

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事 勝間 敏雄 北葛城郡河合町大輪田二〇三八一三

〃 堀内 宏 一七〇七

〃 岡田 嘉彦 二八二一

〃 伊藤 武司 一七二七

〃 奥田 昇 二〇四五

〃 福西 幸雄 一八三七

〃 増田 裕一 一八三〇

〃 増田 俊博 五七〇

〃 西野 寿雄 二七六

〃 服部 光伸 二八一

〃 岡崎 幸男 五三〇

〃 辻井 賢治 一五

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事 勝間 敏雄 北葛城郡河合町大輪田二〇三八一三

〃 岡田 嘉彦 二八二

〃 堀内 宏 一七〇七

〃 伊藤 武司 一七二七

〃 辻 照喜 一九六四

〃 増田 豊継 二〇二〇

〃 増田 俊博 五七〇

〃 野口 義次 一七七六

〃 高橋 延安 二七三

〃 西村 晃一 二六三一一二

〃 岡崎 幸男 五三〇

〃 辻井 賢治 一五

奈良県告示第五十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、平成十六年四月十二日外川土地改良区の定款の変更を認可した。

平成十六年四月二十日

奈良県知事 柿本善也

奈良県告示第五十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、平成十六年四月十二日西和土地改良区の定款の変更を認可した。

平成十六年四月二十日

奈良県知事 柿本善也

奈良県告示第五十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十三条の二第一項の規定により、次のとおり新庄町営土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成十六年四月二十日

奈良県知事 柿本善也

届出者	事業名	事業同意年月日	地区名	事業年度	完了年月日
新庄町長 吉川義彦	水と農地活用 促進事業（た め池・防災）	平成十五年十二 月十七日	塩ノ谷池 地区	平成十五年度	平成十六年 二月五日
新庄町長 吉川義彦	水と農地活用 促進事業（農 道整備）	平成十五年二月 十三日	寺口地区	平成十五年度	平成十六年 二月十七日

公 告

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」といいます。）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に氏名及び住所（団体にあっては団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに意見を述べる理由を記載した書面を添えて、平成十六年四月二十日から同年八月二十日まで奈良県商工労働部中小企業課に到着するように提出してください。

平成十六年四月二十日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 オークワ香芝南店

所在地 香芝市鎌田三九〇番地の一他

二 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後十一時

（変更後）二十四時間営業

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前八時三十分から午後十一時三十分まで

（変更後）二十四時間

三 届出年月日

平成十六年四月八日

四 縦覧場所

奈良県商工労働部中小企業課

五 縦覧期間

平成十六年四月二十日から同年八月二十日まで

六 縦覧時間

午前九時から午後五時まで

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施することについて通知がありました。

平成十六年四月二十日

奈良県知事 柿本善也

一 測量の目的 基本測量（基本重力測量）

二 測量の地域 奈良市

三 測量の期間 平成十六年五月二十四日から平成十七年三月十八日まで

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第二項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了したことについて通知がありました。

平成十六年四月二十日

平成十六年四月二十日

奈良県知事 柿本善也

- 一 測量の目的 基本測量（二万分の一数值地形図ファイル作成作業）
- 二 測量の地域 北葛城郡王寺町
- 三 測量の終了年月日 平成十六年三月三十一日

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、国土交通省近畿地方整備局木津川上流河川事務所長から次のとおり公共測量を終了したことを通知がありました。

平成十六年四月二十日

奈良県知事 柿本善也

- 一 測量の目的 公共測量（平成十五年度木津川上流砂防管内空中写真測量業務における空中三角測量、デジタルマッピング）
- 二 測量の地域 桜井市、添上郡月ヶ瀬村、山辺郡都祁村及び山添村、宇陀郡大宇陀町、菟田野町、榛原町、室生村、曾爾村及び御杖村並びに吉野郡吉野町及び東吉野村の木津川上流砂防管内
- 三 測量の終了年月日 平成十六年三月二十六日

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、国土交通省近畿地方整備局木津川上流河川事務所長から次のとおり公共測量を終了したことを通知がありました。

平成十六年四月二十日

奈良県知事 柿本善也

- 一 測量の目的 公共測量（木津川上流管内砂防GISシステム構築業務における基準点の設置）
- 二 測量の地域 山辺郡山添村並びに宇陀郡室生村、曾爾村及び御杖村の木津川上流砂防管内
- 三 測量の終了年月日 平成十六年三月十日

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条

第二項の規定により、国土交通省近畿地方整備局木津川上流河川事務所長から次のとおり公共測量を終了したことを通知がありました。

平成十六年四月二十日

奈良県知事 柿本善也

- 一 測量の目的 公共測量（菅野神末地区山腹工詳細設計業務における基準点の設置）
- 二 測量の地域 宇陀郡御杖村菅野地域及び神末地域
- 三 測量の終了年月日 平成十六年三月二十五日

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、国土交通省近畿地方整備局木津川上流河川事務所長から次のとおり公共測量を終了したことを通知がありました。

平成十六年四月二十日

奈良県知事 柿本善也

- 一 測量の目的 公共測量（砂防堰堤予備設計）
- 二 測量の地域 宇陀郡曾爾村太良路地先
- 三 測量の終了年月日 平成十六年二月二十七日

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

平成十六年四月二十日

奈良県知事 柿本善也

- 一 許可番号 平成十五年十二月五日第七二一六九号
- 二 検査済証番号 開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年四月十二日第六〇〇五号
- 三 開発区域に含まれる地域 香芝市北今市七丁目八六六番地一
- 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名 香芝市穴虫一九二三番地

辻剛

一 許可番号

平成十六年二月二十三日第七二一四四五号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年四月十二日第六〇〇六号

三 開発区域に含まれる地域

香芝市上中一五五番地、一五六番地、一五七番地ノ一、一五八番地、一五九番地、一六〇番地ノ四、一六一番地ノ一及び一六二番地

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府八尾市北本町一丁目二番五号
株式会社延田エンタープライズ
代表取締役 延田久次生

一 許可番号

平成十六年三月二日第七二一四四四号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年四月十三日第六〇〇七号

公共施設に関する工事の検査済証 平成十六年四月十三日第三八三八号

三 開発区域に含まれる地域

北葛城郡新庄町大字柿本八五番地ノ三、八五番地ノ六、八五番地ノ七、八五番地ノ八、八五番地ノ九、八五番地ノ一〇、八五番地ノ一一、八五番地ノ一二、八五番地ノ一三、八五番地ノ一四、八五番地ノ一五、八五番地ノ一六、八五番地ノ一七、八五番地ノ一八、八五番地ノ一九、八五番地ノ二〇、八五番地ノ二一、八五番地ノ二二、八五番地ノ二三、八五番地ノ二四、八五番地ノ二五、八五番地ノ二六、八五番地ノ二七、八五番地ノ二八、八五番地ノ二九、八五番地ノ三〇及び八五番地ノ三一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市法華寺町八三番地ノ五
大和ハウス工業株式会社奈良支店 支店長 岡田恵吾
公共施設の種類、位置及び区域

道路 北葛城郡新庄町大字柿本八五番地ノ三
公園 北葛城郡新庄町大字柿本八五番地ノ一二
下水道 北葛城郡新庄町大字柿本八五番地ノ三の一部

物品等又は役務の調達について、落札者等を次のとおり公示します。

平成16年4月20日

奈良県知事 柿本善也

1 落札に係る物品等又は役務の名称及び数量

ポリ塩化アルミニウム

2 契約に関する事務を担当する部課等の名称及び所在地

奈良県水道局総務課

奈良市大森57-12

3 落札者を決定した日 平成16年3月26日

4 落札者の氏名及び住所

有限会社カヤキ

奈良市古市町1660の9

5 落札金額 13,597円/トン

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札による。

7 競争入札の公告を行った日 平成16年2月13日

公安委員会告示

奈良県公安委員会告示第51号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第99条の2第4項第1号イ、第99条の3第4項第1号イの規定により、技能検定に関する技能及び知識に関する審査(以下「技能検定員審査」という。)並びに自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関する審査(以下「教習指導員審査」という。)を行うので、技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号)第2条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成16年4月20日

奈良県公安委員会

委員長 永田正利

1 実施する技能検定員審査及び教習指導員審査の種類

- (1) 技能検定員審査及び教習指導員審査 (大型)
- (2) 技能検定員審査及び教習指導員審査 (普通)
- (3) 技能検定員審査及び教習指導員審査 (大特)
- (4) 技能検定員審査及び教習指導員審査 (大白二)
- (5) 技能検定員審査及び教習指導員審査 (普白二)
- (6) 技能検定員審査及び教習指導員審査 (牽引)
- (7) 技能検定員審査及び教習指導員審査 (大型二種)
- (8) 技能検定員審査及び教習指導員審査 (普通二種)

2 実施日時及び審査項目

- (1) 実施日時
平成16年5月25日(火)から同月27日(木)までの午前9時から午後5時まで
- (2) 審査項目
技能検定員審査及び教習指導員審査

3 実施場所

奈良県橿原市葛本町120番地の3

奈良県警察本部交通部運転免許課

4 携行品

運転免許証、鉛筆及び消しゴム

5 申請手続及び受付期間

- (1) 審査申請書の交付
奈良県警察本部交通部運転免許課 (以下「運転免許課」という。)において交付する。

また、封筒の表に「審査申請用紙請求」と朱書きし、80円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒を同封の上、運転免許課あて郵送し、交付を受けることができる。

(2) 申込み方法

審査申請書に必要な事項を記入し、所定の写真をちよう付した上、直接、運転免許課に提出すること。この際、受けようとする審査に用いる自動車を運転することができる運転免許証を提示すること。

なお、技能検定員審査等に関する規則第17条に該当する者にあつては、その旨を証明する書面の写しを添付すること。

(3) 受付期間

平成16年5月6日(木)から同月13日(木)まで(日曜日及び土曜日を除く。)
の午前9時から午後5時まで

6 審査手数料

奈良県警察手数料条例(平成12年3月奈良県条例第45号)第10条に定める額とする。

7 その他

申請手続についての問い合わせは、運転免許課(電話番号0744-25-5224)に行うこと。

内水面漁場管理委員会公告

漁業権の免許の内容等の事前決定について漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第百三十条第四項の規定に基づき同法第十一条第四項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

なお、漁業権の免許の内容等については、奈良県内水面漁場管理委員会(県庁内)において縦覧に供する。

平成十六年四月二十日

奈良県内水面漁場管理委員会

会長 御勢 久右衛門

一 開催日時

平成十六年五月十日午後一時三十分から二時まで

二 開催場所

奈良市登大路町 奈良県婦人会館

三 公述に対する書類の提出

このことについて意見を述べようとする者は、発言内容の要旨を文書で平成十六年四月三十日までに奈良県内水面漁場管理委員会に必着するよう提出すること。

【定価】 一か月 千五百円 一部売り 一枚につき二十円（共に送料、消費税別）

発行

奈良県

奈良市登大路町三〇
電話 〇七四二―三二一―一〇二代

印刷

株式会社 春日

奈良市三条栄町九―一八
電話 〇七四二―三五―七三二代

本誌は再生紙を使用しています。